
「外国為替令等の一部を改正する政令」が閣議決定されました

2025年4月4日

▶ 対外経済

経済産業省では、大量破壊兵器の拡散防止及び通常兵器の過剰な蓄積の防止、条約その他の国際約束の履行等を目的として、「外国為替及び外国貿易法」及び同法に基づく外国為替令（以下「外為令」という。）及び輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）による輸出管理及び技術管理を行っています。

今般、補完的輸出規制の見直し等に関して、外為令等の一部を改正する政令案が、本日閣議決定されました。

改正の概要

経済産業省産業構造審議会通商・貿易分科会安全保障貿易管理小委員会の中間報告（令和6年4月24日）の提言を踏まえ、その内容を国内制度に反映する改正を行います。

具体的な改正内容は以下のとおりです。

一般国向け通常兵器補完的輸出規制の見直し

特定の汎用品・汎用技術の輸出等について通常兵器の開発等のために用いられるおそれがある場合には経済産業大臣の許可を受けることを義務づける。

グループA国経由での迂回対策

輸出令別表第3に掲げる国・地域を仕向地とする輸出等について、主として同地域以外への迂回防止の観点から、大量破壊兵器等や通常兵器の開発等に用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けた場合には経済産業大臣の許可を受けることを義務づける。

同志国部隊による防衛装備等の持ち帰りに関する許可申請を免除

同志国部隊が自衛隊との共同訓練のために国内に持ち込んだ貨物の輸出について許可対象の例外とする。

関連資料

- [要綱（PDF形式：88KB）](#) 
- [案文・理由（PDF形式：119KB）](#) 

- [新旧対照表（PDF形式：155KB）](#) 
- [参照条文（PDF形式：156KB）](#) 

担当

貿易経済安全保障局 安全保障貿易管理課長 末森

担当者：岩月、森

電話：03-3501-1511（内線 3271）

メール：bzl-qqfcbh★meti.go.jp

※ [★] を [@] に置き換えてください。

-   [ダウンロード（Adobeサイトへ）](#) 